

がんばる美浜町事業者応援支援金

新型コロナウイルス感染症で影響を受けた事業者の皆さんへ

新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、売上げが大きく減少した町内事業者に対し、県の支援金と併せ、事業継続のためのきめ細やかな支援金を支給します。

◆制度概要

対 象	令和3年1月から9月までのいずれか1か月の売上げが、前年または前々年の同じ月と比較して	
	50%以上減少	30%以上 50%未満減少
交付額 <small>※最大6か月分まで</small>	1事業者につき 1か月あたり 5万円 ただし、飲食・宿泊事業者は 1か月あたり 10万円	1事業者につき 1か月あたり 2万5,000円

申請例（飲食・宿泊以外の事業者の場合）

申請する月 (1月～9月のいずれかを記入)	4月	5月	6月	7月	8月	9月
① 令和3年の売上額【万円】	200	150	100	120	130	110
② 令和2年の売上額【万円】			200	250		
	令和元年(平成31年)の売上額【万円】	500	250		200	200
売上減少割合 (小数点以下切り捨て) ※計算式(①/②-1)×100	△60%	△40%	△50%	△52%	△35%	△45%
支援金額	5万円	2万5,000円	5万円	5万円	2万5,000円	2万5,000円
申請する支援金の合計	22万5,000円					

～注意事項～

本事業は、福井県が実施している「中小企業者等事業継続支援金」の給付を受けていることが条件となります。(申請期限：令和3年12月28日(火))

詳細は、県ホームページ (<https://fukui-jigyo-keizoku.com/>) をご確認ください。



福井県中小企業者等
事業継続支援金
ホームページ

◆申請期限

令和4年1月31日(月)

◆対象事業者

町内に本社がある法人または
町内に事業所がある個人事業主

◆申請方法

①または②のいずれかの方法で申請してください。

①申請書類を下記の宛先に「簡易書留等郵便物の追跡ができる方法」で郵送してください。

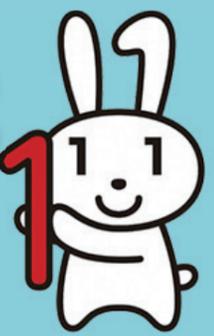
宛先 〒919-1192
福井県三方郡美浜町郷市 25-25
美浜町産業振興課 宛て

※令和4年1月31日(月)の消印有効です。
※切手を貼付の上、裏面には差出人の住所及び氏名を必ず記載してください。
※送料は申請者側でご負担願います。

②申請書類を町産業振興課までご持参ください。

(申請書類は、町ホームページまたは町産業振興課・わかさ東商工会美浜支所窓口で入手できます。)

マイナンバーカードの申請に 役場職員が出張します!!



町では、役場職員が職場や公民館等に出張し、マイナンバーカードの申請を受け付ける出張申請サービスを開始します。

仕事が忙しくて申請する時間が作れない方や、個人での申請方法が分からない方等は、この機会に出張申請をご利用ください。

メリット 1

役場に行かなくても、マイナンバーカードの申請ができます。

メリット 2

出張料・顔写真撮影を無料で行います。

メリット 3

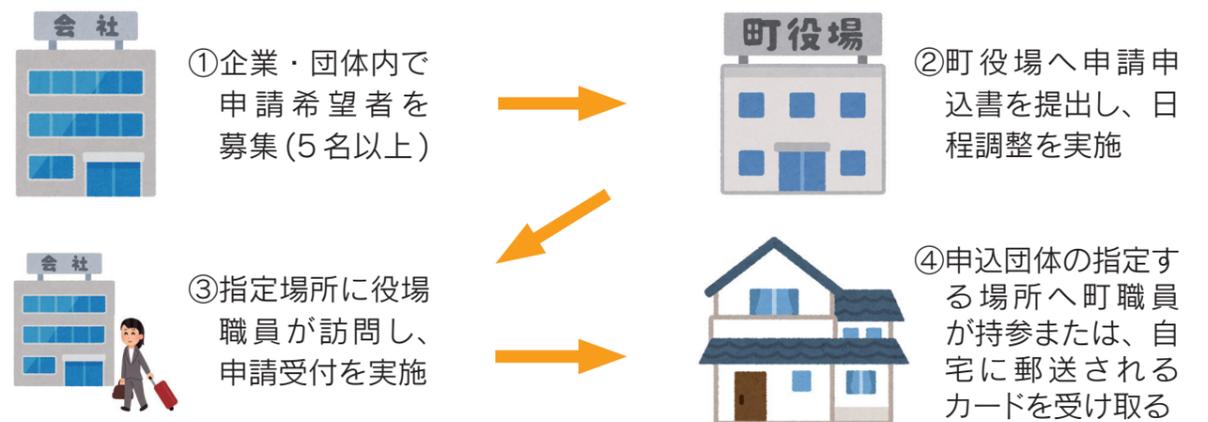
オンラインでその場での申請が可能です。

利用条件

条件 1 ▶ 美浜町内に事業所を有する企業及び町内で活動する各種団体・グループにおいて、5人以上の申請が見込まれること。(半数以上が美浜町民であること)

条件 2 ▶ 申請団体において、会場の手配や申請者の取りまとめ、関係書類の配布、広報周知が行えること。

利用手順



●マイナンバーカードに関する窓口開庁時間

① 平日 ▶ 午前8時30分～午後5時15分

① 土日祝日 ▶ 交付を希望される方は、下記問い合わせ先までご連絡ください。

※ご希望の方は、午後6時30分までご予約が可能です。(水曜日を除く)

※条件等によっては、ご希望に沿えない場合もあります。

10月2日(土)から JR 小浜線の運行ダイヤが変わりました

●ダイヤ改正による主な変更点

利用状況に合わせ、列車の本数が見直されました。(小浜線全体で8本の減便)

【敦賀発 ⇒ 小浜・東舞鶴行】 ※主な停車駅のみ記載

行先	敦賀発	東美浜発	美浜発	気山発	小浜発	東舞鶴着
東舞鶴行	-	-	-	-	6:22	7:08
東舞鶴行	6:16	6:31	6:37	6:42	7:25	8:13
小浜行	6:50	7:05	7:12	7:17	7:56(着)	-
東舞鶴行	7:49	8:05	8:11	8:16	8:58	9:44
東舞鶴行	11:18	11:34	11:40	11:44	12:30	13:16
東舞鶴行	13:13	13:29	13:35	13:40	14:26	15:13
東舞鶴行	14:20	14:35	14:41	14:45	15:29	16:16
東舞鶴行	15:49	16:04	16:12	16:17	16:55	17:41
東舞鶴行	16:45	17:01	17:10	17:15	17:58	18:46
東舞鶴行	17:44	17:59	18:10	18:15	18:52	19:38
東舞鶴行	18:41	18:56	19:02	19:06	19:48	20:34
東舞鶴行	20:08	20:24	20:30	20:34	21:28	22:15
小浜行	21:35	21:51	21:58	22:03	22:41(着)	-

【東舞鶴・小浜発 ⇒ 敦賀行】 ※主な停車駅のみ記載

行先	東舞鶴発	小浜発	気山発	美浜発	東美浜発	敦賀着
敦賀行	-	5:10	5:46	5:50	5:56	6:12
敦賀行	5:34	6:28	7:07	7:12	7:18	7:34
敦賀行	6:29	7:28	8:06	8:11	8:17	8:32
敦賀行	7:15	8:06	8:43	8:47	8:53	9:09
敦賀行	8:44	9:34	10:11	10:16	10:22	10:37
敦賀行	11:06	11:57	12:33	12:38	12:44	13:00
敦賀行	13:37	14:28	15:07	15:12	15:18	15:33
敦賀行	-	15:30	16:08	16:12	16:19	16:35
敦賀行	15:35	16:28	17:05	17:11	17:17	17:34
敦賀行	16:42	17:30	18:06	18:11	18:17	18:34
敦賀行	18:04	18:53	19:30	19:35	19:41	19:56
敦賀行	18:59	20:17	20:57	21:02	21:08	21:23
小浜行	20:36	21:22(着)	-	-	-	-



人口減少や自家用車の普及に伴い、小浜線の利用者は年々減少しています。しかし、通勤や通学、日々の生活において、公共交通機関はなくてはならない存在です。
大切な地域の移動手段である小浜線を守るため、普段の生活に少しでも小浜線を取り入れてみましょう。



← 東舞鶴
敦賀 →



猿バスター活動支援事業補助金

近年、サルによる農作物の被害が深刻化しているため、町では猟友会と連携し、サルの捕獲等行っていますが、行政による対策には限界があります。

そこで、町では集落内で「猿バスター隊」を結成し、サル被害対策活動を行う組織に対し、資機材等の購入に係る費用の一部を支援します。

◆対象団体

区、自治会(5名以上)で結成する「猿バスター隊」

◆補助対象経費

サル被害対策活動に使用する資機材の購入に係る経費
例≫エアガン、スリングショット、動物駆逐用火火等
※資機材の購入については、町があっせんします。
※資機材とは別にベストや帽子、手袋を町から支給します。



◆補助内容

補助率▶ 3分の2
補助限度額▶ 50,000円/1団体

◆申請方法

「猿バスター活動支援事業補助金交付申請書」に必要事項を記入し、必要書類を添えて町産業振興課へ提出してください。

<申請書の入手方法>

町産業振興課窓口もしくは、町ホームページからダウンロードできます。

サル被害対策は、サルに「集落に近寄りたくない」と思わせることが大切です。町の補助制度を利用し、大切に育てた農作物等を守るため、集落で一致団結してサル被害のない町を目指しましょう。



◆集落で取り組むサル被害対策◆

サルの被害は、集落で協力し対策することが効果的です。サルの被害を防止するには、以下の対策を組み合わせ実践することが重要です。

①集落内をサルの餌場にしない!

- ⚠ 未収穫の果樹や生ごみを外に放置しない。
- ⚠ 稲の二番穂はサルの餌になるため、秋おこし等をする。
- ⚠ 電気柵や上部まで覆ったネット柵等を設置する。
- ⚠ 柵の設置後は柵の下や継ぎ目等に隙間ができていないか定期的に点検する。

②集落に出没するサルを追い払う!

- ⚠ サルの追い払い資機材を常に準備しておき、サルの出現に備える。
- ⚠ 集落内でサルを見かけたら、誰でも、いつでも、追い払う体制を整える。

敦賀市との一般廃棄物 共同処理について

広報みはま 8月号でお知らせしましたとおり、令和4年4月1日から敦賀市とごみの共同処理を行うことになっています。

8月号ではごみ分別の変更についてお知らせしましたが、今号では、敦賀市清掃センターへの直接持ち込みについてお知らせします。

美浜の
環境
シリーズ
142
environment



美浜発電所の状況について

美浜1号機	廃止措置中(平成29年4月19日～)
美浜2号機	廃止措置中(平成29年4月19日～)
美浜3号機	運転中(令和3年7月27日～)

敦賀市清掃センターへの直接持ち込みについて

	敦賀市清掃センター	【参考】エコクル美方
受入可能時間	<ul style="list-style-type: none"> 平日 午前8時30分～午後4時30分 土日祝日振替休日 午前8時30分～正午 12月29日、30日 午前8時30分～午後3時 	<ul style="list-style-type: none"> 平日 午前8時30分～午後4時 第2・第4日曜日 午前8時30分～正午 祝日 午前8時30分～午後4時 12月29日、30日 午前8時30分～正午
休業日	<ul style="list-style-type: none"> 第3日曜日 5月3日～5日 12月31日～1月3日 	<ul style="list-style-type: none"> 土曜日 第2・第4日曜日以外の日曜日 12月31日～1月3日
持込手数料	◆家庭ごみ(家庭生活から出るごみの手数料) ・埋立ごみ(陶器・ガラス・刃物類等)以外 350kg未満の場合 50kgにつき100円 350kg以上の場合 50kgにつき200円 (例) 50kg:100円、60kg:200円、 340kg:700円、350kg:1,400円 ・埋立ごみ 350kg未満の場合 50kgにつき50円 350kg以上の場合 50kgにつき100円 (例) 50kg:50円、60kg:100円、 340kg:350円、350kg:700円	◆家庭ごみ ・粗大ごみ以外 10kgにつき20円 ・粗大ごみ(瓦、コンクリート片含む) 10kgにつき100円 <加算料金> ・スプリングマット等 1枚500円 ・瓦、コンクリート片 10kgにつき100円
	◆事業系ごみ(営利・非営利を問わず事業活動や社会活動等家庭生活以外から出るごみ) ・埋立ごみ以外 50kgにつき200円 ・埋立ごみ 50kgにつき100円	◆事業系ごみ ・燃えるごみ 10kgにつき60円 ・燃えるごみ以外 10kgにつき100円
住所	〒914-0821 敦賀市櫛川 88-1-2	〒919-1336 若狭町向笠 128-13-1
連絡先	電話 21-1153 FAX21-1155	電話 45-2300 FAX45-1573

※施設へ直接持ち込む際には、荷下ろしがスムーズに行えるように、分別してからお持ち込みください。また、大量に持ち込む場合は、搬入量やごみの種類等を事前に施設へご連絡いただきますようお願いいたします。

【実施日】 令和3年10月29日(金)・30日(土)

【対象発電所】 関西電力(株) 美浜発電所3号機

【参加機関】 国、福井県、滋賀県、岐阜県、美浜発電所30km圏内の県内市町(7市町)、自衛隊、消防、電力事業者等

【訓練想定】 美浜発電所が地震により外部電源を喪失。その後、3号機において事故等が進展し、放射性物質が施設外に放出される事態を想定。

▼訓練対象範囲(PAZ・UPZ圏)



【町での訓練内容】

①町職員参集及び町原子力災害対策本部・町現地災害対策本部運営訓練【29日(金)、30日(土)】

- ▶警戒事態から全面緊急事態、放射性物質放出に至るまでの災害対策本部会議等の開催
- ▶美浜オフサイトセンター、関西電力(株)、県(国)とのTV会議等による情報共有等を実施

②住民への情報伝達訓練【29日(金)、30日(土)】

- ▶屋外スピーカー、戸別受信機、ホームページ、防災アプリ、行政チャンネル、メール等を使用した広報訓練を実施

③保育園や学校での引渡し訓練等【29日(金)、30日(土)】

- ▶警戒事態における保護者への引渡し訓練を実施

④屋内退避訓練【30日(土)】

- ▶町原子力災害対策本部からの屋内退避指示により、自宅等において屋内退避訓練を実施

⑤広域避難訓練【30日(土)】

- ▶PAZ圏(丹生、竹波、菅浜)、UPZ圏(耳地区)住民の広域避難(おおい町)を実施
- ※東地区(丹生、竹波、菅浜を除く)、西郷地区の方は広域避難を行わず屋内退避訓練を継続

⑥消防団活動訓練【30日(土)】

- ▶地元消防団による区民への避難の呼びかけ、一時集合施設への誘導、区内の見回りを実施

【広域避難訓練の概要】

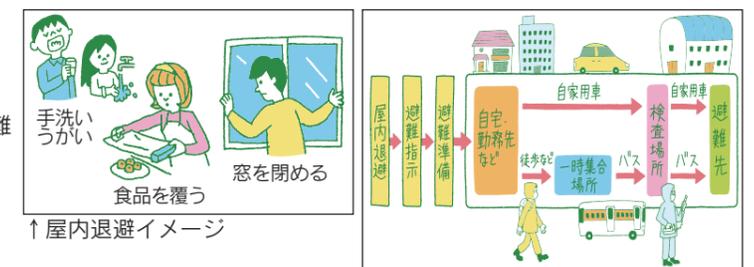
■PAZ圏【丹生・竹波・菅浜地区】

- ▶在宅要支援者…福祉車両でおおい町へ避難
- ▶一般住民…バスやマイカー等でおおい町へ避難

■UPZ圏【耳地区】

- ▶一般住民…屋内退避を実施した後、バスやマイカー等でおおい町へ一時移転(避難)

- ▶福祉施設入所者…屋内退避を実施した後、福祉車両でおおい町へ一時移転(避難)



↑屋内退避イメージ

↑避難イメージ

関西電力(株)美浜発電所3号機の
事故を想定した原子力防災訓練が実施されます